

発行／三原市人権推進課  
編集／三原市大和人権文化センター  
所在地／三原市大和町下徳良107番地1  
電話／0847-33-1308  
FAX／0847-33-1308

# 三原市大和人権文化センターだより

新年あけましておめでとうございます  
よき年を迎えられましたことを心よりお祝い申しあげます  
今年も幸せ多い日々でありますよう お祈りいたします



## 人権講演会を開催しました

12月16日(金)、講師に部落解放同盟広島県連合会副委員長の中村修司さんをお迎えし、『まちづくりと人権課題』という演題で、ご講演いただきました。



全国水平社創立から100年が経過しましたが、差別意識は未だに解消されていません。

例えば、「部落差別解消推進法」制定のきっかけとなった、インターネット上での差別を助長するような書込みや、戸籍謄本等の不正取得、さらに、正規と非正規労働者間で広がる格差は大きな社会問題となっています。この対策として、差別の垂れ流しともいえるインターネット書込みは削除を要請する取組や、今なお続く身元調査においては、戸籍謄本等不正請求・取得の抑止・防止のための登録型本人通知制度の導入が図られています。しかしながら、罰則規定がないため根絶は難しいのです。だからこそ、今あらゆる差別をなくするための法律制定が求められています。大崎上島町では、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例がすでに制定されており、三原市においても、現在人権条例の制定に向けて動いています。そして、部落差別を解決するため、学校での同和教育の実践と教職員の研修、行政職員の研修、同和対策事業の特別措置法失効後の部落差別の認識不足の解消と啓発の取組を実践することも大変重要であることのお話をされました。

【大崎上島町の漁協組合長でもある中村様は、地球温暖化、環境回復の取組として、里海の藻場(アマモ)づくり、漁業を継続するための後継者育成への制度確立にも貢献されています。】

### 受講者の方から

- 部落問題当初の範囲にとどまることなく、現在のいろいろな格差についてのお話で、大変満足しました。
- 学校教育のなかで、同和教育、被差別部落の正しい知識を教えてほしいと強く思いました。
- 感覚の差という言葉が出てきたが、自分が良いと思ってやっていること、一方からみると違っていたり、自分の思い込んでいることを考えるきっかけとなりました。
- 部落差別は基本的人権が認められていない大きな問題です。
- 短時間でのお話、非常によく理解できた。また機会があること期待します。

## 登録型本人通知制度へ登録を！

「登録型本人通知制度※」とは、

住民票等の不正請求や、不正取得の抑止及び個人の権利の侵害の防止を図ることを目的に、三原市に住民票や本籍のある人が事前に登録することにより、住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合、その交付した事実を事前登録者に郵送でお知らせする制度です。

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

くわしくは、市民課戸籍係 0848-67-6175へ

※ 代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本等の交付請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否を事前登録者へ確認する制度ではありません。



三原市HP

### 大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

とき 1月20日(金) 9:00~12:00  
ところ 大和人権文化センター 会議室  
相談内容 くらしの相談  
相談員2名で対応します。次回は、2月17日(金)の予定

電話による相談も受け付けています。  
大和人権文化センター（電話 0847-33-1308）

### 人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られます。

気軽にお越しください（電話も可）

とき 10:00~16:00（土・日・祝日は除く）

ところ 三原市大和人権文化センター

電話 0847-33-1308

# 人権のひろば



## まな 学ぼう！SDGs (持続可能な開発目標) (5)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権のひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。

### 4 質の高い教育をみんなに



### 【目標4. 質の高い教育をみんなに】

どんな人でも差別されことなく、総合的かつ公正でしっかりとした教育を、生涯にわたって提供され、学ぶことができる社会にすることが目標です。

### 「学校に行きたい」

ユネスコの統計資料によると、学校に通えていない子ども(6~14歳)が約1億2100万人います。(15~18歳)も合わせると約2億5,800万人の子どもが学校に通えていません。また、文字の読み書きができない成人は約7億7,300万人(世界の15歳以上の6人に1人)いて、サハラ以南のアフリカや、女性の識字率が低い傾向にあります。

### 「日本の現状」

日本では、2021年の生活保護受給者の数は約200万人となっており、経済格差が進学率の差となって表れています。全世帯の大学等の進学率が75.2%なのに対して、生活保護世帯の進学率は39.9%となっており、2倍近くの開きがあります(厚生労働省「生活保護制度の現状について」より引用)。進学塾や家庭教師などの費用を出せるかどうかで教育を受ける機会に差がつくだけでなく、大学へ通うには、入学金や授業料などの費用が必要になるために諦めざるを得ないといったことが頻繁に起こっています。

### 「教育とは学校教育だけをいうのではない」

目標では、すべての人が、就学前教育から、就労に必要な職業教育まで平等に教育を受けることを保障するとともに、生涯教育によって、持続可能なライフスタイル、人権、平等、平和及び非暴力、豊かな文化などが保たれる社会の実現をめざしています。



## ★きょうは何の日？ 1月 人権カレンダー

### 1月24日は「法律扶助の日」

1952(昭和27)年1月24日、法律扶助協会が制定しました。法律扶助とは、経済的な理由などで裁判を行えない人びとに対して、裁判費用の立て替えなど弁護士・司法書士の費用を援助することによって裁判を受けることを保障する制度のことをいいます。国民は裁判によって自らの利益を守ることを主張できますが、裁判を受けることができるのは大切な権利の一つだといえます。これを機会に人権について改めて考えてみませんか？